

第1章 栃木県災害福祉広域支援協議会とは

1 目的

大規模災害時における要配慮者の福祉ニーズの把握及び支援調整等を広域的に行う仕組みを構築するため、県と民間団体を構成員とする栃木県災害福祉広域支援協議会（以下、「協議会」という）を設置する。

2 所掌事務

協議会は、次の事項を所掌する。

- (1) 大規模災害時における要配慮者支援に関すること
- (2) 大規模災害に備えた「栃木県災害福祉支援チーム」（以下、「チーム」という）のチーム員の養成及びチームの編成に関すること
- (3) その他必要と認められる事項に関すること

3 構成団体

※法人種類は省略

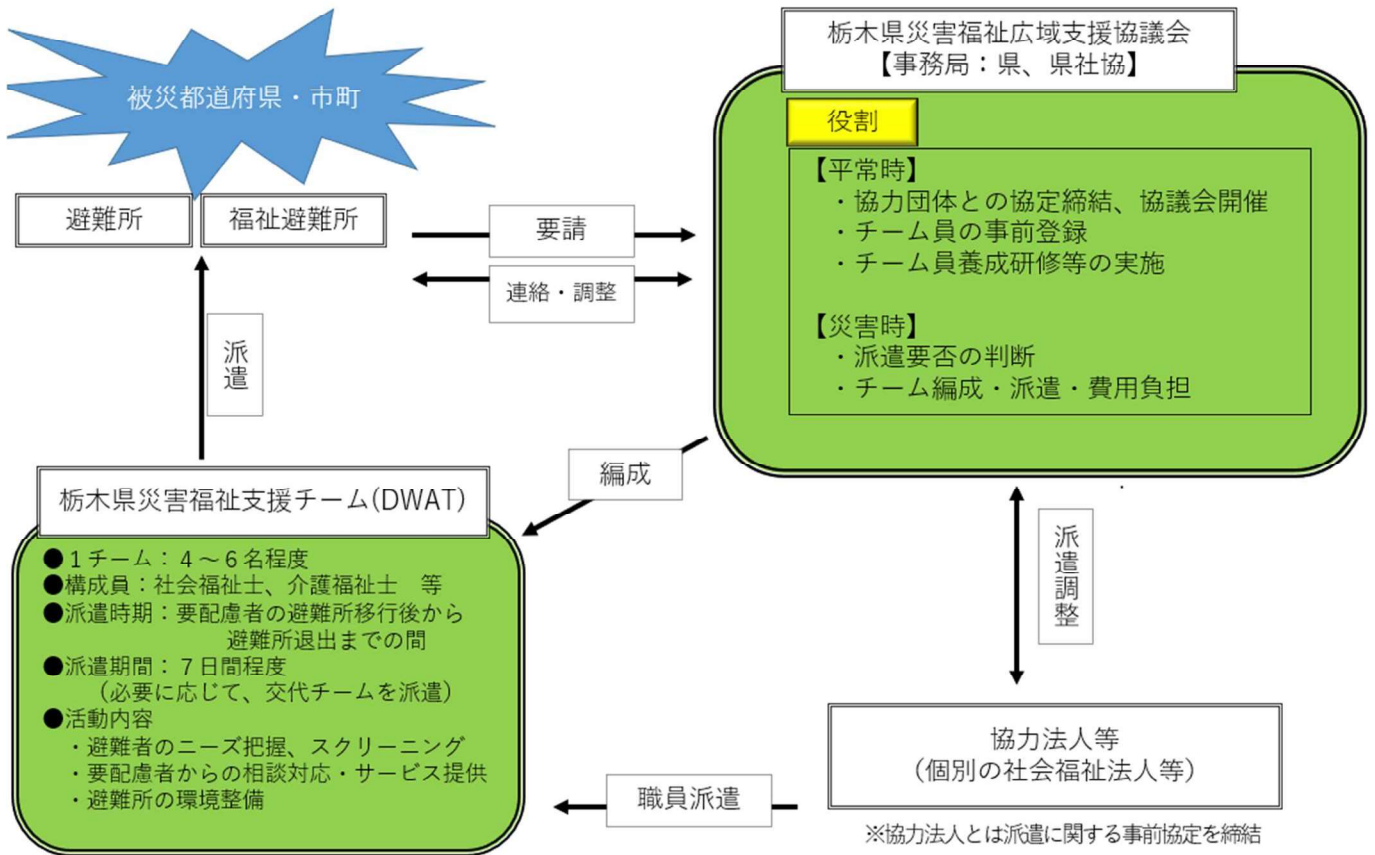
区分	団体名
全般	栃木県社会福祉協議会、栃木県社会福祉法人経営者協議会、栃木県社会福祉士会
高齢	栃木県老人福祉施設協議会、栃木県老人保健施設協会、栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会、とちぎケアマネジャー協会、栃木県認知症高齢者グループホーム協会、栃木県介護福祉士会、栃木県高齢者福祉協会
障害	栃木県身体障害者施設協議会、栃木県障害施設・事業協会、栃木県精神保健福祉士協会、栃木県精神障害者支援事業協会、とちぎ障がい者相談支援専門員協会
児童	栃木県保育協議会、栃木県児童養護施設等連絡協議会
学識	国際医療福祉大学
行政	栃木県

※事務局は、栃木県及び栃木県社会福祉協議会（以下、「県社協」という）が担う。

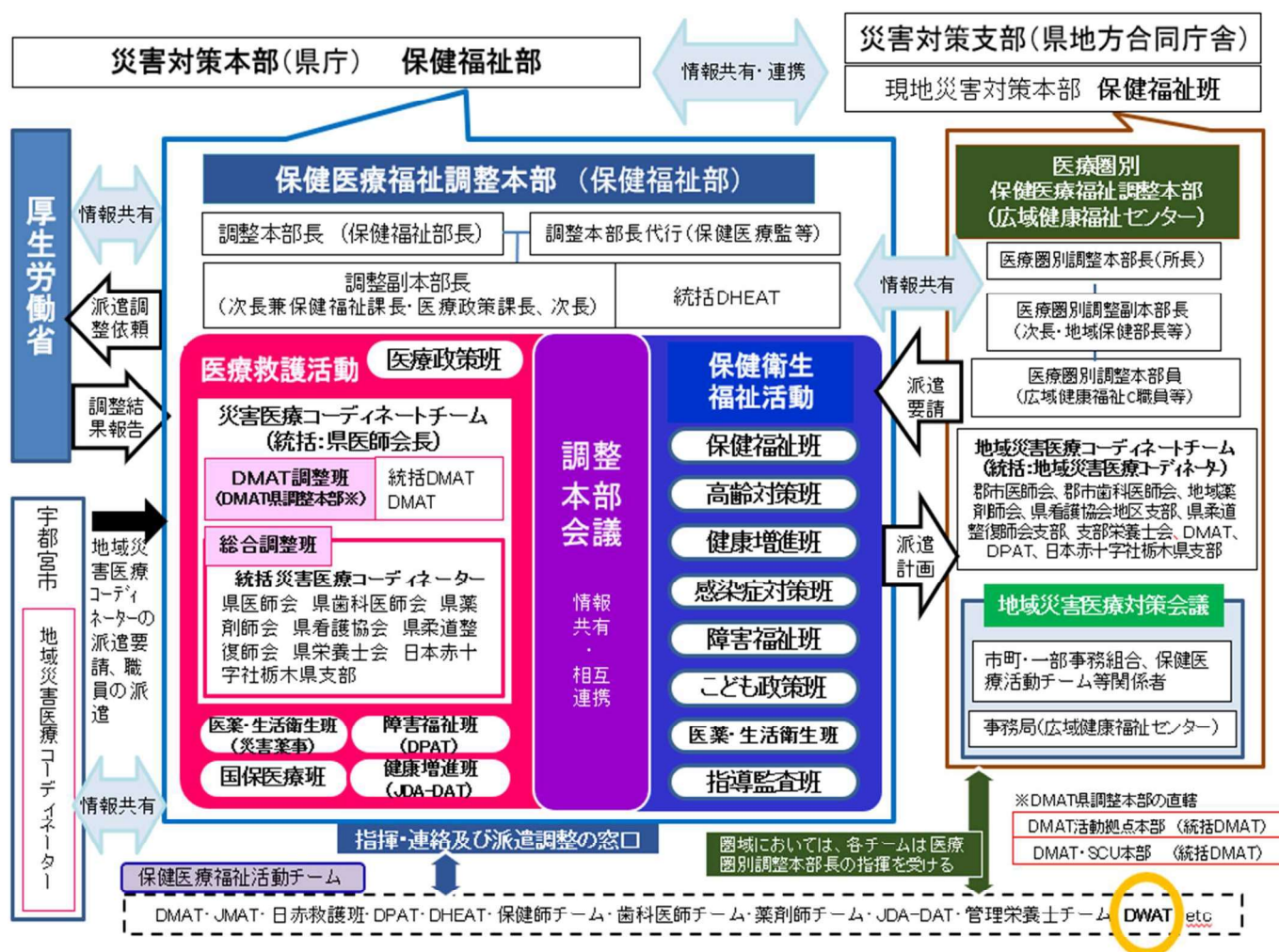
4 災害発生時の指揮命令

災害発生時には、県災害対策本部（保健医療福祉調整本部／保健福祉部）と一体的に活動し、指揮命令は協議会の会長が行う。

(1) 栃木 DWAT の派遣体制



(2) (参考) 大規模災害発生時における栃木県保健福祉部の体制



5 栃木 DWAT の概要

(1) DWAT とは

DWAT (Disaster Welfare Assistance Team) とは、福祉・介護等の専門職で構成され、大規模災害発生時に、避難所等における要配慮者の福祉ニーズを把握し、必要な支援につなげる（支援調整を行う）ためのチームです。

一般的な正式名称は「災害派遣福祉チーム」とされていますが、本県では「災害福祉支援チーム（栃木 DWAT）」と称します。

【主な活動場所】

- ・一般避難所、福祉避難所（要配慮者を受け入れる避難所）
- ※被災地の状況に応じて、在宅及び自家用車並びに被災した社会福祉施設等のその他地域で生活する要配慮者への支援を行うことがあります。

(2) チーム員の登録

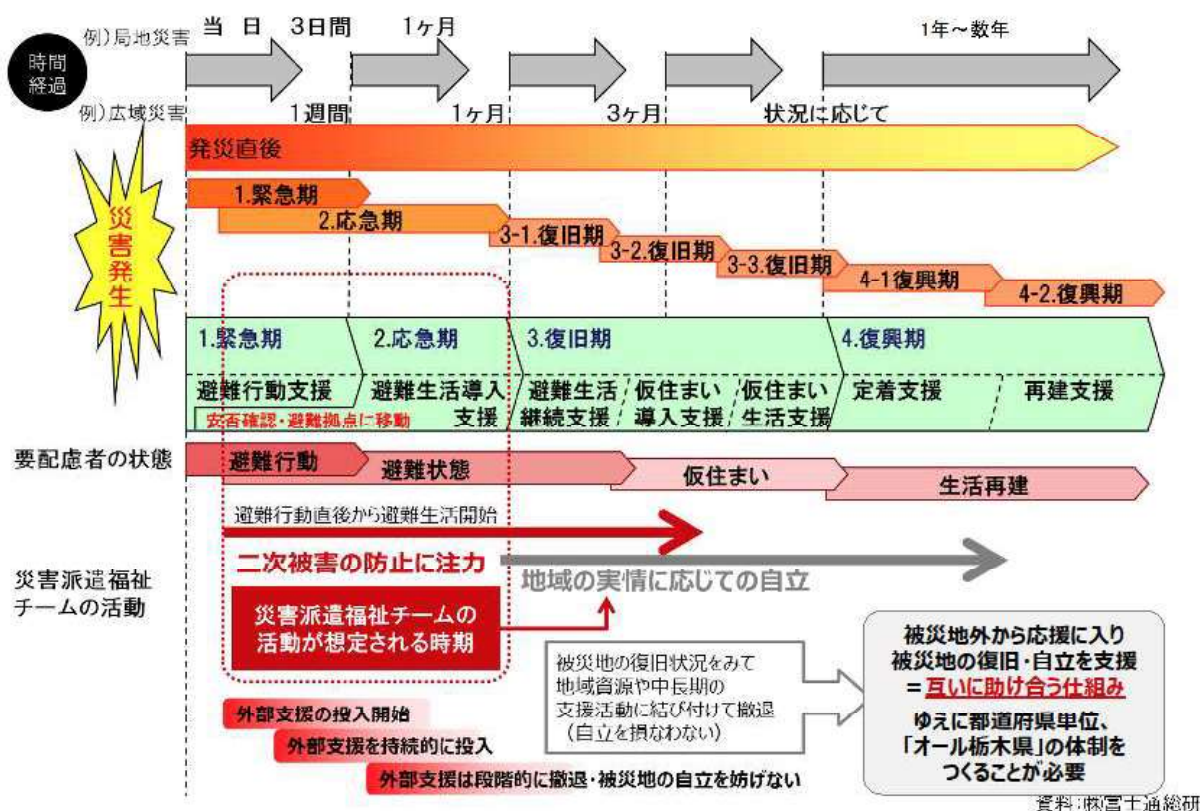
県と「栃木県災害福祉支援チーム員の派遣に関する協定」を締結した法人に勤務している専門職（下表参照）で、栃木県社会福祉協議会が実施する研修を受講した方のうち、希望する方をチーム員として登録します。

区 分	名 称
国家資格又は 公的資格等	社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、 保育士、ホームヘルパー、相談支援専門員、介護職員、 生活相談員、生活支援員、地域包括支援センター職員 等
その他	知事が認めた者

(3) チームの編成

登録されているチーム員の中から、1チーム当たり4～6名程度で編成します。活動期間は、原則としておおむね7日間（移動日を含む）とし、活動期間終了後も、チーム派遣が必要な場合は、順次交代チームを派遣します。

【参考：想定される活動時期】



資料：栃宮千通総研

6 平時の取組

(1) 各種研修への参加

協議会の構成団体は、団体に所属する協力法人等のチーム員が、事務局が実施する各種研修に参加できるよう努めてください。

【事務局が実施する主な研修（令和8年3月時点）】

○ 登録研修

年に1回実施しており、チーム員として登録するために受講必須です。

DWAT としての基礎的知識を学びます。

○ スキルアップ研修

圏域（県央、県南、県北）に分けて、年に3回実施しています（同内容）。居住または事業所がある圏域で参加ください。受講回数に制限はなく、毎年受講することも可能です（毎年内容を変更しています）。災害派遣の際は、圏域毎にチームを組成することが想定されるため、顔のみえる関係づくりも狙いの一つです。

○ リーダー養成研修

DWAT 活動における総合的な知識を学ぶとともに、チーム員をまとめるリーダーの活動を理解し、今後の災害時の活動に活かすことを目的に開催します。

※研修内容については、今後変更する可能性があります。詳しくは事務局へお問い合わせください。

(2) 周囲への周知など

協議会の構成団体は、団体に所属する協力法人等に対し、下記について留意いただくよう、周知してください。

○ 連絡体制の確認

災害発生時において、チーム員として被災地で活動することについて、協力法人や職場の理解は得られているものと思われませんが、日頃から職場の勤務態勢の確認（誰にどのように日常業務を引き継ぐかなど）や関係者への周知を行うなど、派遣に向けた準備を行っておくことが重要です。

また、家族や身近な人に対しても、災害発生時には被災地での支援を行う可能性があることについて、日頃から伝えておくことも必要です。

○ 健康管理

被災地における支援活動は、平時の環境とは異なるため、チーム員自身の健康管理にも十分配慮していただく必要があります。